

移管手続きはお済みですか LED 防犯灯の電気料を市が負担します

令和3年度から町内会、自治会、防犯灯管理組合が所有しているLED防犯灯の移管を受けて、市が管理し電気料を負担することにより、地域住民の更なる安全確保と町内会などの負担軽減を図ります。

10月1日から市に移管するための申請期限(6月30日)は過ぎましたが、移管申請は随時受け付けていますので、早めに手続きをお願いします。なお、申請日により市への移管時期が変わりますので、ご理解をお願いします。

移管手続き

防犯灯の移管手続の書類（各交流センター、南部・十王支所、交通防犯課にあるほか、市のホームページからダウンロードできます）と必要書類を次の①②のどちらかの方法で提出してください。

①交通防犯課に郵送で提出



②お近くの交流センターに持参

*一部移管対象とならない防犯灯もありますので、詳しくは問い合わせてください。

問合せ 交通防犯課 内線 571

～農業者の方へ～ 農機具購入・農業用簡易ハウス（ビニールハウス）設置の費用を補助します

農業における高齢化、担い手不足の課題に対応し、農業者の負担軽減と農業の活性化を図るため、農機具の購入やビニールハウス設置などの費用の一部を補助します。購入・設置前に申請が必要です。

	農機具購入費	農業用簡易ハウス（ビニールハウス）
対象	市内在住の農業者（農家基本台帳に記載のある方）で、直売所などに農作物（米を除く）を出荷するかた	
補助内容	農機具（稲作用を除く）の購入に係る費用 * 10万円以上が対象。 * 中古品も対象です。	農業用簡易ハウス（面積 20 m ² ～200 m ² 未満）の設置及び資材購入に係る費用 * 6万円以上が対象。
補助額	購入に係る費用の1/2（千円未満切捨て） 【上限 20万円】 * 1人1回限り	設置及び購入に係る費用の1/2（千円未満切捨て） 【上限 20万円】 * 1人1回限り
申請に必要なもの	■農家基本台帳の写し（市農業委員会で取得できます） ■購入する農機具のメーカー、型番などが確認できる書類 ■農機具購入に要する費用の見積書	■農家基本台帳の写し（市農業委員会で取得できます） ■ハウス設置場所位置図、現況写真 ■ハウス設置に要する費用の見積書

申し込み 申請書（農林水産課、各支所にあるほか、市のホームページからダウンロード

できます）と必要書類を直接、農林水産課 内線 403 へ

*詳しくは、市のホームページをご覧になるか、問い合わせてください。



桐生市制施行 100 周年・桐生市水道創設 90 周年記念事業 親善都市・桐生市から特産品のプレゼント

両市の更なる交流の発展を願って、桐生市から特産品のプレゼントが届きました。
桐生市の名物のひとつである「うどん」などの詰め合わせを、抽選で 100 人にプレゼントします。



対象 市内在住の方

申し込み 7月 31 日(土) (必着) までに「100周年プレゼント」と明記の上、
郵便番号、住所、氏名、電話番号、メールアドレス、「桐生市へのメッセージ」
を、メールかはがきで、桐生市秘書室（メール 100th-gift@city.kiryu.lg.jp
〒 376-8501 群馬県桐生市織姫町 1-1）へ

*応募は一人 1 回限り（複数応募は無効）。なお、当選者の発表は、「特産品」
の発送（8月上旬より順次発送予定）をもってかえさせていただきます。

*いただいた個人情報は、本事業に関する目的にのみ利用します。

問合せ 文化・国際課 内線 595

桐生市秘書室 TEL 0277-46-1111 (内線 512)

*どちらも平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

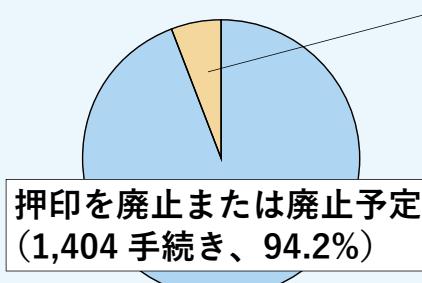
【桐生市のご紹介】 関東平野の北端、東京から約 100 km 北西に位置する群馬県の南部にあります。古くから「西の西陣、東の桐生」と称され、織物のまちとして発展してきました。

両市は、桐生市の子どもたちが毎年夏の臨海学校で日立市を訪れていたことをきっかけに、国内親善都市提携を結びました。

市に提出する申請書などの押印を見直しました

新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止や、オンライン申請を始めとした行政のデジタル化を推進し、行政手続きにおける市民の皆さんの負担軽減、利便性を図るために、押印の見直しを行いました。

押印見直しの結果



押印を存続 (87 手続き、5.8%)

- 取引の安全を確保する手続き（契約書など）
 - 本人の意思を厳格に確認する必要がある手続き（重要な許認可申請など）
 - 手続き上、押印が必要なもの（印鑑登録、口座振替）など
- 手続きの内容によっては、運転免許証やマイナンバーカードなどの身分証明書の提示をお願いする場合があります。
- *押印に関する手続きの内容については、各担当課に問い合わせてください。

問合せ 行政マネジメント課 内線 310

令和 3 年度海水浴場の開設中止について

新型コロナウィルス感染症の感染拡大を防止する観点から、市民と来場者の健康と安全の確保を最優先に考え、今年は、海水浴場の開設を中止します。

なお、海岸を利用される方は、事故などには十分ご注意ください。

開設を中止する海水浴場

市内全海水浴場（伊師浜・川尻・会瀬・河原子・水木・久慈浜海水浴場）

問合せ にぎわい施設課 内線 411